

IASB の動向 (2019年5月～2019年7月)

ASBJ 専門研究員 くわた たかし
桑田 高志

I. 公開草案等の公表

1. IASB が IBOR 改革に対応して IFRS 基準的を絞った修正案を公表 (2019年5月3日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、銀行間金利 (IBORs) などの金利指標の改革に照らして、新旧の金融商品基準である IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の修正案を公表した。コメントの期限は 6 月 17 日であった。

IASB が IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を提案したのは、金利指標改革から生じる不確実性のみを理由としたヘッジ会計の中止を生じさせる可能性のあった特定のヘッジ会計の要求事項からの救済措置を提供するためである。

IFRS 基準は、ヘッジ会計を適用するために将来予測的な情報を使用することを企業に要求している。金利指標改革が継続している間、現行の金利指標がいつ、どのような金利に置き換えられるのかに関する不確実性が存在する。修正案を適用しない場合、この不確実性により、企業が将来予測的な評価を行う能力に対する改革の影響のみを理由として、企業がヘッジ会計を中止しなければならない結果を生じる可能性がある。これは、投資者にとって財務諸表

における情報の有用性の低下となる可能性がある。

IASB は、改革から生じる会計上の影響を 2 段階で検討している。今回の修正案は、金利指標の置換えまでの期間における不確実性の影響に関するものである。置換えに関してより多くの情報が利用可能となった時に、IASB は、改革による潜在的な会計上の影響を評価し、追加の対応を取るべきかどうかを決定することとしている。

2. IASB が IFRS 第 3 号における「概念フレームワーク」参照の改訂の修正案を公表 (2019年5月3日)

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」の狭い範囲の修正案を公表した。この修正は、企業結合の会計処理の要求事項を変更することなく、「財務報告に関する概念フレームワーク」への参照を更新するものとなる。コメント期限は 9 月 27 日である。

IFRS 第 3 号は、企業が事業に対する支配を獲得する際に、取得した資産及び負債をどのように会計処理すべきかを定めている。何が資産又は負債となるのかを決定するために、IASB の「概念フレームワーク」を企業に参照させている。IFRS 第 3 号について、2018 年版概念フレームワークに更新した場合、企業結合時に取

得企業が認識すべき資産及び負債の母集団が変わる可能性があることが懸念されたため、IASB はこれまで意図せざる影響を回避するため、古い版の概念フレームワークを参照していた。IASB は 2018 年 3 月に公表された最新版を参照するように IFRS 第 3 号を改訂することを提案している。

IFRS 第 3 号に他の変更を加えずに参照を更新すると、企業結合の会計処理の要求事項を変更する可能性がある。2018 年「概念フレームワーク」における負債の定義が従前の版での定義よりも広いからである。企業は、事業を取得する際に、他の状況では計上しないであろう引当金及び偶発負債を計上することが必要となる可能性がある。その結果、当該負債は、その後において認識の要件を満たさず、それにより生じる利得を認識しなければならなくなる可能性がある。これを避けるため、IASB は、引当金及び偶発負債について、何が負債を構成するかを決定するために企業が「概念フレームワーク」の代わりに IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を参照することも提案している。

3. IASB が IFRS 基準の年次改善を提案 (2019 年 5 月 21 日)

IASB は、4 つの IFRS 基準の狭い範囲の修正案を基準の維持管理及び改善の一環として公表した。コメント期限は 8 月 20 日であった。

年次改善は、IFRS 基準の文言を明確化するか、又は比較的軽微な意図しない帰結、見落とし若しくは基準の要求事項の間での矛盾を訂正するかのいずれかの変更限定されている。年次改善を通じて扱われる事項は、IFRS 解釈指針委員会に提出された質問から生じていることが多い。

今年の年次改善協議文書に含まれている 4 つの修正案は、次のとおりである。

基準	修正案
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	親会社が IFRS 基準をすでに採用した後に IFRS 基準の初度適用企業となる子会社による IFRS 第 1 号の適用を簡素化する (換算差額累計額の測定に関連)。
IFRS 第 9 号「金融商品」	金融負債の認識の中止を行うべきかどうかを決定するために新規又は条件変更後の金融負債の条件を評価するにあたって企業が含める手数料を明確化する。
IFRS 第 16 号「リース」に付属する設例	IFRS 第 16 号に付属する設例を修正することによって、リース・インセンティブに関する混乱のおそれを除去する。
IAS 第 41 号「農業」	IAS 第 41 号の公正価値測定の要求事項を他の IFRS 基準の要求事項と整合させる。

4. IASB が IFRS 第 17 号の導入を支援するための修正について公開協議 (2019 年 6 月 26 日)

IASB は、保険契約の基準である IFRS 第 17 号の修正案を公表した。この修正の目的は、基準の導入コストを低減し、企業が基準を適用する際の業績の説明を容易にすることによって、導入への支援を継続することである。コメント期限は 9 月 25 日である。

IFRS 第 17 号は 2017 年 5 月に公表された。基準公表後の基準の影響を受ける関係者との議論を受けて、IASB は当該基準の導入に関して提起された懸念や課題を緩和するために IFRS 第 17 号の修正を提案することを決定した。

この修正案は、すでに進められている導入作

業への混乱のリスクを最小限にするように設計されている。基準の根本原則を変更したり投資者への情報の有用性を低下させたりするものではない。この修正案を踏まえて、IASBは基準の発効日を1年延期して2022年1月1日から開始する事業年度から適用することも提案している。

5. IASBが繰延税金資産の会計処理の修正を提案(2019年7月17日)

IASBはIAS第12号「法人所得税」の変更案を公表した。この修正は、企業がリース及び廃棄義務に係る繰延税金をどのように会計処理するのかを明確化している。コメント期限は11月14日である。

IAS第12号は、特定の状況において、企業は資産又は負債を初めて認識する際に繰延税金の認識を免除している。この免除がリース及び廃棄義務に適用されるのかどうかに関して市場において若干の不確実性があった。したがって、基準の首尾一貫した適用を促進するため、IASBは狭い範囲の修正を提案した。

修正案によると、本基準における免除はリース及び廃棄義務(すなわち、企業が資産と負債の両方を認識する取引)には適用されないことになる。修正案は、企業がこのような取引について繰延税金を認識する結果となる。

II. その他のIFRS財団関連のプレスリリース

1. IFRS財団の評議員会がIFRS解釈指針委員会のメンバーを任命(2019年5月20日)

IFRS財団の評議員会が、Lisa Bomba氏、Karsten Ganssaue氏、Jake Green氏とBrian O'Donovan氏の4名をIFRS解釈指針委員会のメンバーに任命した。

Lisa Bomba氏は、ドイツ銀行のマネジ

ング・ディレクターとしてIFRS基準、ドイツ会計基準、米国会計基準及び健全性規制に関連する方針及び解釈ガイダンスの開発する責任を負っている。また、財務上級会計グループ国際協会の議長及び欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の金融商品のワーキング・グループのメンバーである。

Karsten Ganssaue氏は、幅広い業界にわたるIFRS基準の適用において20年以上の経験を有するPwCのグローバル会計コンサルティング・サービスのシニア・パートナーである。

Jake Green氏は、Grant Thornton UK LLPのテクニカル・パートナーであり、IFRS基準を使用する監査人及び企業に会計のアドバイスを提供する財務報告及び監査テクニカル・チームの責任者である。

Brian O'Donovan氏は、KPMGのパートナーであり、収益認識及びリースについての監査及び会計ガイダンス、研修及び出版についての主要な責任を負っている。

新任4名に加え、Bertrand Perrin氏とYang Zheng氏は2期目の任期について再任された。新任4名と再任2名の任期は3年間であり、2019年7月1日から開始している。

III. IASB会議、IFRS解釈指針委員会

IASBの会議は、ロンドンのIASB本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議(2019年5月14日から16日)
- 通常会議(2019年6月17日から19日)
- 通常会議(2019年7月22日から25日)

また、IFRS解釈指針委員会の会議は、2019年6月11日及び12日にロンドンのIASB本部で開催された(詳細については、本誌94頁の「2019年6月のIFRS-IC会議における議論の状況」及び本誌101頁の「IFRS-IC会議(2019

年6月)出席報告」を参照いただきたい。)

IV. その他の IASB 関連会議

- 2019年6月13日及び14日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会(CMAC)及び世界作成者フォーラム(GPF)との合同会議(ロンドン)(詳細については、本誌106頁の「CMAC-GPF合同会議(2019年6月)出席報告」を参照いただきたい。)
- 2019年6月25日から27日 IFRS財団の評議委員会のデュー・プロセス監督委員会(DPOC)会議(ミュンヘン)
- 2019年7月11日及び12日 会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議(ロンドン)(詳細については、本誌52頁の「2019年7月開催 ASAF会議報告」を参照いただきたい。)
- 2019年7月23日 IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)との合同会議(教育セッション)(ロンドン)